

1. 議事日程（第9日目）

- 日程第 1 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第2号）】
- 日程第 2 議案第52号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第53号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第55号 上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第56号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第57号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第58号 上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第59号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第60号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第61号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第62号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第63号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第64号 令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第65号 令和元年度（平成31年度）上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第66号 令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予

算（第2号）

- 日程第17 議案第67号 令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第68号 令和元年度（平成31年度）上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第69号 令和元年度（平成31年度）上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第70号 令和元年度（平成31年度）上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第71号 令和元年度（平成31年度）上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第72号 令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第73号 令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第74号 令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 認定第1号 平成30年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第2号 平成30年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第27 認定第3号 平成30年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第28 認定第4号 平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第29 請願・陳情等の取り扱いについて
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（15名）

議長 園田 一博		
1番 木下 文宣	2番 何川 誠	3番 嶋元 秀司
4番 田中 辰夫	5番 何川 雅彦	6番 宮下 昌子
7番 高橋 健	8番 小西 涼司	9番 新宅 靖司
10番 田中 万里	11番 北垣 潮	12番 島田 光久
13番 津留 和子	15番 西本 輝幸	

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀江 隆臣	副市長	小嶋 一誠
教育長	高倉 利孝	総務企画部長	和田 好正
市民生活部長	宇藤 竜一	建設部長	小西 裕彰
経済振興部長	井手口隆光	教育部長	山下 正
健康福祉部長	坂田 結二	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総務課長	濱崎 裕慈	財政課長	迫本潤一郎
会計管理者	鬼塚佐栄子	水道局長	山本 一洋
企画政策課長	永田 健吾		

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	海崎 竜也	局長補佐	山川 康興
主幹	倉橋 大樹	主事	竹川 知佐

---

開議 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日、桑原千知君から欠席届を受けておりますので、御報告いたします。

本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申し合わせのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意願います。

---

日程第 1 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第2号）】

○議長（園田 一博君） 日程第1、承認第3号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

---

日程第 2 議案第 5 2 号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第2、議案第52号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番、木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） お尋ねいたします。3点お尋ねいたします。

まず、第1点目に、第4条第2項中職務の内容は別表第2に定める職別標準職務表によるものとするがありますが、別表第2に定める専門職、事務職、技能労務職とは、具体的にどのような職員が該当するのか。また、任用期間はどうなっているのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第52号の上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定の中でも、提案理由として申し上げましたけども、まずは、会計年度任用職員制度の導入の経緯について、少し説明をさせていただきます。

会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、令和2年4月1日から新たに創設される一般職非常勤職員の制度でございます。この会計年度任用職員につきましては、1週間当たりの通常の勤務時間によりまして、常勤職員と同一、現在は38時間45分の勤務となるフルタイム会計年度任用職員と、常勤職員よりも短い勤務となりますパートタイム会計年度任用職員に区分されるところでございます。

御質問の別表第2、職別標準職務表につきましては、会計年度任用職員の職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識・技術、資格・学歴を考慮して、職務の内容により職種を分類したものでございます。別表第2に定めるそれぞれの職につきましては、現行の臨時・非常勤職員として任用している職のうち、専門職1種は、資格、知識、経験等を有し、担当業務を専任または主体的に行う職として、看護師、栄養士、介護認定調査員、保育士等の職を、専門職2種につきましては、高度な資格、知識、経験等を有し、担当業務を専任または主体的に行う職として、学芸員、介護支援専門員、保健師、管理栄養士等の職を想定しているところでございます。

次に、事務職1種は、定型的または定例的な業務を補助的に行う職としまして、事務補助の職

を、事務職2種は、定型的または定例的な業務を専任または主体的に行う職としまして、特別支援教育補助員、医療事務等の職を想定しているところでございます。また、技能労務職は、技能労働性が高い業務を専任または主体的に行う職としまして、現場作業員、給食調理員、学校用務員等の職を想定しているところでございます。

また、会計年度任用職員の任用期間につきましては、改正後の地方公務員におきまして、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めることとされているため、職の内容や業務量を踏まえまして、一会計年度の範囲内で定めるものとして、1回の任用期間は、最長でも1年が上限となるものでございます。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 次に、第5条中、規則に定める基準に従い任命権者が決定するとありますけれども、規則では、どのように定められる予定でありますかをお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 御質問は、規則ではどのように定められているかということですが、現在、規則は準備中ですので、この考え方についてお答えさせていただきます。

第5条に規定している職務の級及び号給の考え方について説明をいたします。職務の級とは、職務の内容及び責任の度合いをもって区分されるものでございまして、号給とは、経験の度合いをもって位置づけられるものでございます。それぞれフルタイム会計年度任用職員の給料を決定する際の基準となるものでございます。

フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給について規則で定める基準につきましては、職務の級については、地方公務員法に定める職務給の原則、均衡の原則等に基づき、本市の常勤職員の初任給の格付と同様に、フルタイム会計年度任用職員の全ての職の職務の級を1級と定めるものでございます。

また、号給につきましても、常勤職員と同様に学歴免許等及び経験年数を考慮した号給の調整ができるなどの規定を設けることとしているところでございますが、具体的には先ほど申し上げましたように、条例の制定を受けまして、今後、規則で定めていくこととなります。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 次に、第7条及び第8条における地域手当並びに通勤手当の取り扱いについての規定が設けられておりますが、これらの手当は現在も支給されているものか。また、それとも、新設するものかをお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） まず、地域手当につきましては、公務員給与に地域の民間賃金水準を、より適切に反映させるため、主に民間賃金の高い地域、東京、大阪、福岡等に在勤する職員に支給されている手当でございまして、現在は、常勤職員のみで支給をしているものでございます。今般の地方自治法の改正によりまして、新たに創設される会計年度任用職員に

つきましても、地域手当が支給可能となったことから、新たに規定を整備するものでございますが、現状では、本市の会計年度任用職員を地域手当の対象となる地域に在勤させることは想定はしていないところでございます。通勤手当につきましては、現在も通勤距離が支給要件を満たします臨時・非常勤職員に対し、通勤のため自動車等を使用する者に対しまして、費用弁償として支給をしておりますが、本条例におきまして、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当を常勤職員と同様の基準で支給できるよう、関係規定を整備するものでございます。

○1番（木下 文宣君） 以上で終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 3 議案第 5 3 号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第 3、議案第 5 3 号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番、木下文宣。

○1番（木下 文宣君） お尋ねいたします。この条例に該当する職員は、現行の制度におけるどのような職種の職員を指すのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） パートタイム会計年度任用職員の職種につきましては、フルタイム会計年度任用職員と同様に、専門職、事務職及び技能労務職に分類していることから、本条例に該当する職員につきましても、先ほど答弁したフルタイム会計年度任用職員のそれぞれの職種において想定している現行の臨時・非常勤職員でございます。

なお、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員との違いにつきましては、1週間当たりの通常の勤務時間が異なるところでございまして、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間によりまして、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例またはパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例が適用されることになるところでございます。

○1番（木下 文宣君） これで終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 4 議案第 5 4 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第4、議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 5 議案第55号 上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第55号、上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） この条例改正は、これまで決めてあった使用料の変更と、新たに使用料を決められたものですが、一般的な使用料というふうになってはいると思います。例えば、ほかの施設なんかと比べられて、同じような使用料に決められたものだとは思いますが、一つは、ボルダリングウォールというのが、どれぐらいの大きさというのは、私も実際にはちょっとわかりませんが、1人につき1時間当たり500円となっておりますけれども、これは、あんまり大きなものではなかったように思うんですけど、一度に何人ぐらいが利用できるのか。それと、土日になれば、利用者が多いのではないかと思うんですけども、そのときの制限とか待ち時間とかもあると思うんですけど、その辺のことはどんなふうに考えておられるのかお聞きします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 料金決定につきましては、九州管内の公共施設等の利用料金を参考に決定をしております。御質問の規格等でございますけれども、ボルダリングウォールにつきましては、通常利用としまして、高さ4メートル、幅6.5メートル、傾斜は90度から95度となっております。ルートにつきましては、初心者向けを中心に、スタート地点とゴール地点が決まっているために、同時に利用できるのは、最大でも3人程度を想定をしております。なお、利用者が多いときの制限につきましては、現時点において、インストラクター1人で対応可能な人数の基準につきましては、1時間当たり10人程度までと考えておりますので、当然、利用者が集中したときは、順番待ち等が発生することも考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） わかりました。オープンして、皆さんが待ち望んでおられると思うし、今、県内でもこのボルダリングなんか特に施設はそうないんじゃないかと思えます。多分、人気になるのではないかと思いますので、その辺が、ちょっと集中したときにどうなるのかというのが、ちょっと心配されますので、インストラクターの方もいらっしゃるようすし、その

辺はちょっと考えていただければなというふうに思います。

それと、もう一つ、浮き栈橋の使用料が変更されています。これは、もともと決めてあったのが変更になったということですが、指定管理者の方との話し合いとか、そういうのもあったのかなというふうに思いますが、この変更された理由と、また、これまでオープンするまでですけども、現在の使用料はどうなっているのか。それと、オープンした後ですけども、利用する人たちというのは、どんな人たちがいるのかというのを、想定されているのかというのをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 浮き栈橋の使用料につきましては、平成29年12月市議会に、上天草市前島観光拠点施設条例制定の議案を提出した折に、利用者に長時間滞在していただけるよう、1回を単位に使用料を設定していたところでございます。その際、市議会からも、時間単位に設定したほうがいいのではないかとといった御意見等も伺ったところでございます。その後、指定管理者と協議を重ねる過程におきまして、1回当たりの使用料設定では、長時間利用が多くなるなどの課題等が懸念する意見もございまして、今回、使用料を見直すこととしたものでございます。

なお、この改正によりまして、最も多くの利用が見込まれます3時間から4時間までの利用につきましては、利用者の負担軽減が図られ、より多くの方に利用していただけるものと期待しているところでございます。条例改正前の使用料につきましては、船舶の長さが8メートル以下の場合、1隻につき1回当たり3,000円、8メートルを超え24メートル以下の場合、1隻につき1回当たり3,000円に8メートルを超えた1メートルごとに500円を加算した額が、浮き栈橋の使用料として加算される料金となっております。利用者につきましては、想定としてフィッシャリーナ天草や宇土マリーナに船舶を所有されている方などに加えまして、県外の方々にも利用していただけるものと考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） これまでの使用料も決めてあったということですが、これまでの使用料は市に入ってきたわけですね。その実際に入ってきたのかどうかというのは、わかりますか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 正式に供用という形で定めてはいたんですが、利用の申請としては、あっておりませんので、利用料をいただいている案件は、これまでございません。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

○議長（園田 一博君） 日程第6、議案第56号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 7 議案第 57号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第7、議案第57号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 8 議案第 59号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第8、議案第58号、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 9 議案第 59号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第9、議案第59号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 10 議案第 60号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第10、議案第60号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第11 議案第61号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第11、議案第61号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備  
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第12 議案第62号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利  
用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

○議長（園田 一博君） 日程第12、議案第62号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域  
型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしま  
す。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第13 議案第63号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算  
（第3号）

○議長（園田 一博君） 日程第13、議案第63号、令和元年度（平成31年度）上天草市一  
般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番、木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 22ページ、款70諸支出金、項20基金費、目139公共施設マネ  
ジメント基金費10億円についてお尋ねをいたしたいと思います。

今年度は全て一般財源対応となっており、今後は、国、県の補助金や地方債などを最大限活用  
するとありますが、補助等の見込みはあるのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 市が抱えております400を超える公共施設につきましては、  
今後の改修、建て替え及び解体に要する費用としまして、相当規模の一般財源が必要になると  
見込んでいるところでございます。上天草市公共施設マネジメント基金につきましては、その  
財源とするため、平成31年4月1日に設置しました基金であり、今回、初めて当該基金への  
積み立てを行うものでございます。御質問の補助等の見込みはあるのかについてでございます

が、現時点におきまして、施設の解体のみに対しましては、特別な財源措置は見込まれておりません。しかしながら、個別の施設改修や建て替えにつきましては、それぞれの省庁におきまして、補助制度等が設けられているものもありますので、これらの制度を積極的に活用していきたいと考えております。例えばですが、文部科学省におきましては、学校施設における改修に際しまして、学校施設環境改善交付金がございます。

また、地方債におきましては、施設の集約化・複合化、事業等に活用できる公共施設等適正管理推進事業債がございます。この事業債につきましては、交付税の措置等もなされることになっております。

したがって、引き続き市としましても、各省庁の補助金や地方債等の改正の動きをつかみながら、一般財源が必要となる部分につきましては、当該基金の活用を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 今後、多額の経費を要するようでありますので、心配しておりましたので、お聞きをいたしました。終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。通告がっておりますので、発言を許します。

9番、新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） それでは、質疑を行います。18ページ。款土木費、項道路橋梁費、目道路新設改良費の中で、市道永浦樋合2号線道路改良工事について、今回7,000万円の増額となっております。この補正は、平成31年度の3,000万円と合わせて、1億円の変更を行うものだと思います。このことについて、余りにも増額の金額が多いということで質問をさせていただきたいと思います。

これは、新設道路ということで、概略設計を平成29年7月から行われ、そして、その後、詳細設計を行われ、あわせて地質調査も行われました。当初は、設計速度30キロを後で20キロに変更され、打ち合わせの中で切土高を15メートル程度、盛土高を10メートル程度と決めた中で概略設計が行われました。

そして、質問の要旨は、道路新設概略設計の段階で、どのような点を考慮し線形を選定したのか。次に、概略設計から詳細設計になった時点で、設計に対し変更になった点、考慮した点はあったのか。また、詳細設計と地質調査を並行して行っているが、詳細設計に地質調査のデータは考慮されたのか。もうこの道路は、現在の設計で1メートル当たり37万円、今回の補正を入れると1メートル当たり約56万円と高額であるが、今回の平面設計及び縦断設計を採用した理由は、どのようにして決定されたのか。この3点について、まずお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 建設部の補正予算でございますけれども、計画段階当初で、企画政策課の課内室の開発プロジェクト推進室が主体的になって動いておりましたので、私のほうから、その過程について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、道路新設概略設計の段階で、どのような点を考慮し線形等を選定したのかという点でございますけれども、市道永浦樋合2号線道路改良工事に係る概略設計につきましては、まず、海岸線と山林を通すルートを検討した結果、地形的な部分や周辺施設等への影響、有事の際の避難道路としての機能などを考慮しまして、上天草市道構造基準条例に基づく道路規格の範囲内で、北側の市道永浦樋合2号線と南側の樋合漁港臨港道路を結ぶ山林を通すルートに決定したものでございます。その上で、道路線形を3案選定しまして、道路利用者の安全性や道路整備に係る事業費のほか、道路勾配や残土処分量等を総合的に検討しまして、現在の道路線形に決定したものでございます。

続きまして、概略設計から詳細設計になった時点で、設計に対し変更になった点、考慮した点、また、詳細設計と地質調査を並行して行っているが、詳細設計に地質調査のデータは考慮されたかの点について申し上げます。

道路の構造物におきましては、一般的に概略設計で決定した道路線形をもとに詳細設計を行うこととなります。今回の永浦樋合2号線の詳細設計段階におきましては、主な変更点は、概略設計後に県の協力を得て市教育委員会が実施しました遺跡確認調査結果によりまして、樋合島海岸遺跡群の正確な位置が判明したことによりまして、環境省との協議を行った上で、道路線形を一部変更しております。

また、詳細設計を行う上で、切土部の法面勾配の決定、法面保護の工法選定及び盛土部の擁壁等の土留工の必要性を検討する資料としまして、並行して実施しておりました地質調査の結果を反映して、盛土部の法面勾配を確保できたことから、最も経済的な良質土による盛土工での施工を選択したところでございます。このことから、詳細設計段階では、軟弱地盤の検討に係る土質調査の物理・力学試験につきましては行っておりません。その後、施工段階におきまして、当初想定しておりました以上に軟弱地盤があることがわかり、さらには、切土部分についても、法面崩壊が発生したことから、道路の安全性を確保するために、軟弱地盤対策工の地盤改良工事に要する費用及び切土法面部の崩壊防止のための法枠工に要する費用を、今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。

今回、結果としまして大きな補正が必要となったことにつきましては、概略設計及び詳細設計段階で、もう少し精査をしまして、十分な調査等を行っておくべきであったと、今思っているところでございます。

続きまして、この道路は、現在の設計で37万円、今回の補正を入れると1メートル当たり56万円と高額であるが、今回の平面設計及び縦断設計を採用した理由ということでございますけれども、平面設計につきましては、概略設計後の遺跡確認調査の結果、樋合海岸遺跡群の正確な位置が判

明したことから、事業費や工期の関係から、この遺跡群にかからない道路線形とする必要が生じたため、現在の線形を採用したものでございます。

また、縦断線形につきましては、当該地域が、雲仙天草国立公園第2種特別地域であるため、景観等を考慮する必要があったことから、切土高が大きくなるようにすること、尾根付近の切土量が大きくなると事業費が増大すること及び歩行者の歩行や車両の走行性等を総合的に検討した結果、現在の設計の最大縦断勾配8%を採用したものでございます。

なお、縦断勾配に関しましては、上天草市道構造基準条例第21条に、設計速度が時速20キロメートルとした場合、縦断勾配を9%以下とすることと規定されていることも踏まえたうえで、縦断線形を決定したものでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 今、総務企画部長から大方説明がありましたが、概略設計の第1案から第3案を検討し、ほぼ第3案を採用したということになっております。また、残土処理等を考慮してということですが、当初、地質調査は、ナンバー4付近と、ナンバー17の左右2箇所、全部で3箇所しか行っていなかったということで、この数として適切だったのか。その後、今回工事に入ってから追加して6箇所ぐらいですかね。とっております。それは結局、詳細設計に反映されていないということにもなります。道路選定の中で、IP2を山側へ曲げて縦断勾配を8%で、高低差約10.4メートルを上げてあります。このことによって、今回の地盤改良を行うナンバー3からナンバー6は、地盤が悪いにもかかわらず、盛土高が5メートルから7メートルとなっており、結果的に、その部分だけでは3,260万円の増額となり、地盤改良を行う補正となっていると思いますが、これは適切であったのか。それと、この道路が今の工事が終わったら、舗装工事や附帯工事を行います。それを含むと、さらにメートル当たりの単価は、65万円を超えるのではないかと思います。補正で当初の発注金額から約50%も上がるような設計というのは、適切だったのか。私は疑問に思います。せめて2割程度の増額であれば、しようがないだろうというふうな思いもありますが、これだけ増額して行うということは、当初の設計が、ちょっとまずかったのではないかと思います。

古墳群のことも言われましたけども、IP2の、例えば、海側に古墳があったのか。そこを避けなければならなかったのか。IP2付近でIP1とIP3を直線で結ぶと、IP2は5、6メートル下がるんですよ。そうすると、それだけナンバー4付近は盛土をしなくても済んだというふうな地形だと思います。そういうことも踏まえて、適切であったのかお伺いします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） まず、今回の補正額が多くなっているという点については、本当に反省をしているところでございますけども、道路を計画する段階においては、当時実施した地質調査、地形測量等をもとに、最も経済的であろうという断面に決定したわけでございます。軟弱地盤のところについても、盛土で緩やかな勾配が確保できれば、それで安定すると

ということで、見込んでいたわけでございますけども、私たちの地質調査の箇所、議員おっしゃったように、3箇所で地質調査の結果を見てですね、地質調査の結果、あるいは、地形等をももう少し詳細に検討すべきだったところは、結果として、今あるのかなと思っておりますけども、設計計画から実施段階におきましては、現在の線形等がベストであるというふうに考えたところでございます。

○9番（新宅 靖司君） IP2の海側に古墳か何かあったのかというのは。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 古墳群については、海側のほうにございます。ただ、距離をどれだけ置くかというのは、当然遺跡にかけなければ大丈夫な部分でございますので、そこについては、切土高とか、そういったものを当時考慮して決定をしたと思っておりますけども、それがどれだけ確保したほうがよかったのかというのは、今ちょっと思っているところでございます。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） IP2の内側に古墳群があったのかっていうのは、あまり明確な答えはなかったと思いますが、IP1とIP3を直線で結ぶと、IP2は20数メートル海側に寄るだけなんですよね。そこにすると、もう少し8%じゃなくて緩やかな勾配ができたとして、私は、この図面を見る限りは思っております。それと、今回、詳細設計を建設課ではなく企画政策課といえますか、プロジェクトのほうでやっておられますが、

○議長（園田 一博君） 新宅委員に申し上げます。事前通告の内容を超えていると思っておりますが、そういう専門的なことは、一般質問でお願いします。

○9番（新宅 靖司君） はい、わかりました。そういった発注の内容も含めて、今回の補正が増額されたんじゃないかと思っておりますので、そこは、もう少し検討されて、また、経済建設常任委員会でも、審議を深めていただきたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 開発プロジェクト推進室の方が担当して進めたわけでございますけども、当時、そこにはですね、技術系の職員も配置していた関係で、そのような形で進めさせていただいたところでございます。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。通告がっておりますので、発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 15ページ、款20民生費、社会福祉費、障害者自立支援給付費等国庫負担金過年度分返還金3,433万7,000円について、お尋ねいたします。

これは、障害者自立支援給付費の国庫負担金の半分は、国が補助が来て、その半分以上を4分の1ずつ県と市と負担するという仕組みの給付費だと思います。

今回、合計すると6,800万円余りの事業費の減額になります。この返還金が発生した理由ですね。また、予定対象者の状況、何人ぐらいに想定されるのか、まず、それについてお尋ねします。

**○議長（園田 一博君）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（坂田 結二君）** よろしくお願ひいたします。

障害者自立支援事業につきましては、障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの給付に係る認定調査、審査会及び支給決定を行い、その給付を行うものでございます。各障害福祉サービスの平成30年度当初予算につきましては、平成29年度実績の1人当たり、1月平均給付額に計画利用者数及び12月を乗じたものでございまして、加えて、過去3年の支給量の伸び率を勘案し算出しているものでございます。

返還金が発生した理由につきましては、22項目あります障害福祉サービスのうち、二つほど今回掲げて説明させていただきたいと思いますが、そのうちの一つに、生活介護につきましては、これを例に説明しますと、当初見込みの2億7,600万円。これは、ひと月に109人掛ける1人当たり20万7,270円、その12月分が2億7,600万円に対しまして、実際の給付額につきましては、2億4,803万3,344円というふうになっております。この実際の給付額につきましては、ひと月100人当たりで20万6,695円1人当たりになりまして、その12月分を掛けたものでございます。このようになったことから、2,796万6,656円の不用額が生じたものでございます。

見込みより実績が下回った理由としましては、当初予算の際に、過去3年の給付額が増加傾向と見ていたものでありますが、平成30年度はひと月平均利用人数が見込みの109人より9人少ない100人であったこと、また、1人当たりの給付額が多額となることから、補正段階での減額等が難しいものがありまして、確定段階での精算、そして、返還となったものでございます。

次に、施設入所支援につきましては例に掲げますと、当初見込みの1億2,120万円。これに対しまして、実際の給付額というのが1億1,451万8,086円となったことによりまして、668万1,914円の不用額が生じたものでございます。見込みより実績が下回った理由としましては、生活介護と同様でございまして、過去3年の給付額は増加傾向であったものでありますが、平成30年度はひと月平均利用人数が見込みの85人より7人少ない78名であったことなどが掲げられるものでございます。

**○議長（園田 一博君）** 島田光久君。

**○12番（島田 光久君）** 障害者総合支援法で常時介護を必要な人に1日最大24時間の利用が法的に認められております。せんだって熊日新聞で24時間介護、県内の状況というのが実績が報じられておりました。14市の中で、24時間介護に対応してるのは、水俣市と合志市ですね。24時間未満というのが10市ばかりあって、そして、人吉市と菊池市と上天草市が、実績なしという形で報じられております。

そこでお尋ねするのは、今回、介護給付支援体制を、上天草市は支援体制の状況はどうか。その辺について、お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 事業所は足りているのかという質問だと思いますので、それについてお答えさせていただきます。現在、障害福祉サービスにつきましては、障害者の相談や支給申請に基づいて、障害の状態や生活状況、意向などを調査しまして、審査・判定を行い、支給決定を行っております。利用者が必要とする障害福祉サービスを提供しているところでございます。限られた社会資源の中で、利用者の意向に沿ったサービスが提供できるよう、相談支援事業所と調整しながら、障害者の皆様が住みなれた地域での生活ができるよう支援をしているところでございます。

上天草市内の障害福祉サービス事業所数につきましては、居宅介護事業所が5箇所、同行援護事業所が1箇所、生活介護事業所が6箇所、就労継続支援事業所が2箇所、短期入所事業所が3箇所、入所支援事業所が1箇所、グループホームが1箇所、相談支援事業所が1箇所となっております。障害児支援のサービス事業所につきましては、放課後等デイサービス事業所が1箇所、上天草市こども未来館が実施している地域療育通園事業がございます。

平成30年度につきましては、介護保険事業所におきまして、障害福祉サービスが利用できる共生型サービス、それや、日中一時事業の事業所の拡充を図ったところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 上天草市において、現在、この24時間介護の必要な人が給付申請された場合に、対応をできるのか、できないのかですね。さまざまな課題がほかにもいっぱいあると思うんですけど、その辺の分析というのは、状況はどのようにされているのか。今後、どうされるのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 障害者訪問看護支援の課題分析は行われているのかということでお答えさせていただきたいと思います。障害者訪問看護支援の課題分析につきましては、障害者訪問介護のみではなく、障害福祉サービス全般について、平成30年3月に策定した第3期上天草市障がい者計画、第1期障がい児福祉計画におきまして、本市における障害者、障害児の生活の実態やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要見込み量を設定をしているところでございます。

また、本計画の推進状況につきましては、毎年、障害福祉サービスの利用状況の把握を行いまして、上天草市障がい者計画策定検討委員会、そこへの報告を行い、必要に応じて計画の見直しを行っているところでございます。加えまして、天草地域自立支援協議会におきましても、年1回全体会議、2月に1回運営会議を開催しまして、障害福祉サービスの利用状況につきまして、相談支援体制の充実、事業所不足、緊急時のサービス利用などの課題分析を行っておりまして、天草圏域での課題についての改善・解決に努めているところでございます。

○12番（島田 光久君） あと一つ、受け付けられるかというのは。24時間体制の介護が上がってきたら、当市で受付られるかというのは、対応できるかという意味合い。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 24時間体制で受け付けができるかということでございますが、支給するのを決定する際にですね、相談があると思うんですが、その支給決定ができるかどうかは、協議をしながら行っているところでございます。

ただ、支給決定をしたところで、上天草市内にそういった受ける事業所が今あるかというところ、そこは不確実なところでございますので、そこら辺につきましては、入所関係で対応されている御家庭があるかと思えます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 次行きます。16ページですね。款20、民生費プレミアム付商品券事業事務委託料870万円ほど今回計上上がっているんですけど、この委託先ですね。市民の事業に対する反応どうなのか。というと、私も非課税世帯の人に何人か聞くんですけど、なかなか申請していらっしやらない人が結構現時点では多いです。だから、その状況はどうなってるか、まず、お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 本事業につきましては、商品券の購入要件の該当者の特定から、購入引換券の送付までの事業に関しましては、市が直接行っております。購入引換券の発行後の業務につきましては、上天草市商工会に業務委託をしているところでございます。また、今回、商品券購入者の利便性の向上を図るため、市内の郵便局13箇所を商品券の販売店とするために要する予算、これを、9月補正に計上させていただいておるところでございます。商品券の販売につきましては、予定どおり令和元年10月1日から令和2年2月28日まで行うこととしております。商品券取扱店舗につきましては、市内に事業所・店舗等を有する事業者を対象としておりまして、現在、受託者である市の商工会が、当該店舗の申し込み受け付けなどを行っているところでありまして、9月中旬ごろには店舗数が判明することとでございます。商品券取扱店舗数としては、昨年、商工会員のみを対象として実施しております天城橋プレミアム商品券の取扱店舗が200店舗を超えておりましたけれども、その店舗数は上回るものと見込んでおります。

市民の本事業に対する反応につきましては、8月上旬に上天草市内の約8,400人の非課税者に対しまして、上天草市プレミアム付商品券引換券申請書を送付しておりまして、8月末時点で申請書の受け付け数は約300人で、申請率としましては3.5%となっているところでございます。なお、引き換え券の申請受付期間を8月の13日から11月の29日までとしております。

申請者数が伸びていない理由としましては、商品券の取扱店舗が決まっていないなどがありますけれども、商品券取扱店舗につきましては、9月中旬ごろには判明をし、市のホームページ

への掲載や店舗ごとにのぼり旗を設置するなど周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、未申請者につきましては、勸奨通知を10月ごろに送付する予定であります。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 非課税世帯の人で申請しない理由を何点か聞くと、煩わしいとかです、申請手続きしなきゃいけないとか、わからないとか、いろんな方がいらっしゃるんですけど、子ども子育て世代には、商品券の引き替え券が送付されるという形で広報に書いてあったんですけど、非課税世帯も大体わかっているんだったら、送付するというそういう対応はできないのかについて、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 申請手続の簡素化は考えられないのかということだと思いますけれども、それについてお答えさせていただきます。申請手続の簡素化につきましては、国が示します申請書様式によりまして、申請をお願いしているところでございます。非課税者の要件に該当していることについての誓約が行われているかを確認することが基本でありまして、税務情報の利用につきましては、本人同意を得た上で、税務情報を確認する必要があることから、書面での申請をお願いしているところでございます。

今回、送付した申請書は、税務情報利用の同意前であるため、地方税法の守秘義務違反の問題が生じないように、税務課が発送する非課税のお知らせに申請書とチラシを同封させていただいているものでございます。本人確認につきましては、申請者の利便性に配慮するとできる限り簡素にすることが望ましいと思いますが、運転免許証、健康保険証等の公的証明書の提示によりまして、確認することとしております。代理人による申請も可能としておりまして、同一世帯の者に関しましては、窓口での免許証や健康保険証等の提示のみで簡素化を行ったところでございますが、また、同一世帯でない方に関しましては、窓口に来庁された人の免許証及び保険証の写しの提出、これをお願いしている予定でございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 要するに国の基準でやってるから、これ以上の簡素化は、今のところできないということの理解でよろしいんですか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） はい、そのように見込んでいただいて結構だと思います。

○12番（島田 光久君） はい、終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑はありませんか。  
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時11分

日程第14 議案第64号 令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第64号、令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第15 議案第65号 令和元年度（平成31年度）上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第15、議案第65号、令和元年度（平成31年度）上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第16 議案第66号 令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第16、議案第66号、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。通告があつておりますので、発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 43ページ、款15、保険給付費、介護予防サービス計画給付費543万5,000円についてお尋ねいたします。

これは、給付費が増加した理由ですね。認定者がふえたとか、いろんな理由があると思うんですけど、これの対象者者数はどれくらいの人数になるのか。それと、サービス給付を提供する側の現状ですね。そういうサービスの現状はどのような状況なのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしく願いいたします。

まず、1点目の給付費を増額した理由と、その対象者数はということでございますが、それについてお答えさせていただきます。介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援認定者のケアプランの作成等のケアマネジメント業務を行う事業所に対しまして、当該サービス提供に

必要な事業費を支給するものであります。当該サービスを利用している対象者につきましては、直近半年間の月平均でございますが、261名となっております。

例年、当初予算を計上する際につきましては、過去の給付実績をもとに、直近の給付額及び過去の給付との伸び率を加味しまして、翌年度の給付費を見込んでいただいております。今年度の予算執行状況につきましては、当初予算額853万円に対しまして、現時点で約56%の執行率となっております。今年度は、対象となる利用者数の大きな変動は見込まれないことから、残り8カ月間の執行額の見込みを直近の給付費の支給状況をもとに、1,396万5,000円と見込んでおまして、不足する543万5,000円の増額補正を行うものでございます。

それと、給付の状況でございますが、給付の状況につきましては、直近の半年間の月平均で対象者は261人、給付費が約116万円となっております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今年度から総合事業というのがスタートしていると思うんですけど、この予防サービスで要支援1、2と総合事業と関連でこの給付費関係してるのか、してないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 今回計上している部分につきましては、要支援1、2の方の部分の支出項目になります。これが、要介護の認定を受けた方については、支出項目がまた違うところで支出を出すということになりますので、そこら辺の区別はございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 予防サービスということで、総合事業の予防サービスの経費とは、これは関係ないんですね。この項目上はですね、その辺はどうです。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 総合事業の中のこれは経費ではございませんで、要支援1、2の方が受ける総合事業外の支払い分になります。今回は。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） じゃあ同じページの款15、保険給付費、地域密着型介護予防サービスです。これも予防サービスで299万3,000円ほど今回計上されているんですけど、これも増加した理由ですね。対象者数ですね。当然、介護認定者がふえたのかなという感じがするんですけど、その辺の状況ですね。それと、サービス給付の現状ですね。施設サービスだと思うんですけど、その辺の現状どうなっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） まず、給付費を増額した理由につきまして、その対象者数ということでお答えさせていただきます。地域密着型介護予防サービス費につきましては、要支援認定者が利用する地域密着型のサービスの提供に必要な給付費を、各事業所に支払うものでございます。その対象者数につきましては、直近で介護予防認知症型共同生活介護のほうが

4名、介護予防小規模多機能型居宅介護の方が3名となっているのが状況です。

それと、給付費を増額した理由につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用数の増加によるものでございます。当初予算につきましては、過去の給付実績及び直近の給付額をもとに予算要求を行っておりまして、当該給付費の対象となる利用者数につきましては、前年度は月平均で2.5名であったのに対しまして、今年度の月平均につきましては4.33人というふうになっております。今後も、その状況で推移していくものと見込まれることから、給付費を今回増額しておるものでございます。

それと、給付の現状でございますが、給付の現状につきましては、直近の半年間の月平均で、介護予防認知症型共同生活介護の給付費が78万円、介護予防小規模多機能型居宅介護の給付費が13万円となっているところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 大体、今の説明で理解をしたんですけども、今、仮に、新しく利用したいという方が来た場合に、受け入れ施設側の受け入れ体制というか、待機者とか、そういうのは、今のところないんですね。もうちょっと余力があるというような捉え方でよろしいですか。施設側の受け入れ体制の状況はどうでしょうか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 受け入れサービス事業所につきましては、今のところは足りているという認識で、私たちは考えております。

○12番（島田 光久君） はい、終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第17 議案第67号 令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第17、議案第67号、令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第18 議案第68号 令和元年度（平成31年度）上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第18、議案第68号、令和元年度（平成31年度）上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 19 議案第 69号 令和元年度（平成 31年度）上天草市物揚場造成事業特別  
会計補正予算（第 1号）

○議長（園田 一博君） 日程第 19、議案第 69号、令和元年度（平成 31年度）上天草市物  
揚場造成事業特別会計補正予算（第 1号）を議題といたします。本案について質疑はありませ  
んか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 20 議案第 70号 令和元年度（平成 31年度）上天草市後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第 1号）

○議長（園田 一博君） 日程第 20、議案第 70号、令和元年度（平成 31年度）上天草市後  
期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）を議題といたします。本案について質疑はありませ  
んか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 21 議案第 71号 令和元年度（平成 31年度）上天草市電気事業特別会計補  
正予算（第 1号）

○議長（園田 一博君） 日程第 21、議案第 71号、令和元年度（平成 31年度）上天草市電  
気事業特別会計補正予算（第 1号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 22 議案第 72号 令和元年度（平成 31年度）上天草市水道事業会計補正予  
算（第 1号）

○議長（園田 一博君） 日程第 22、議案第 72号、令和元年度（平成 31年度）上天草市水  
道事業会計補正予算（第 1号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 23 議案第 73号 令和元年度（平成 31年度）上天草市下水道事業会計補正  
予算（第 1号）

○議長（園田 一博君） 日程第23、議案第73号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第24 議案第74号 令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第24、議案第74号、令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第25 認定第1号 平成30年度上天草市歳入歳出決算の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第25、認定第1号、平成30年度上天草市歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番、木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 主要成果説明書ページ14、表20、主要財政分析指標における実質収支比率について、平成30年度決算においては8.8%となっており、類似団体と比較して高いと思いますが、その理由をお伺いいたします。

次に、経常収支比率について、94.8%となっており、財政構造の弾力性が低い状況が続いておりますが、その原因についてお尋ねをいたします。

次に、実質公債費比率について、前年度比0.2ポイント増の11.7%であったが、今後の見通しをどう考えておられるか。以上、3点お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしくお願ひいたします。

まず、実質収支率についてでございます。まず、この実質収支比率につきましては、財政運営に当たって収支均衡が保持されているかをあらわす指標でございます。標準財政規模に対する実質収支額の割合で示されるものでございます。黒字であるならばプラス、赤字であるならばマイナスとなるものでございます。平成30年度の実質収支比率につきましては、平成29年度比で2.9ポイント増の8.8%、直近5箇年では5.9%から8.8%の間で推移しているところでございます。

今回、御質問は、類似団体と比較して高い理由とのことでございますけれども、類似団体の中でも、個別団体ごとに、各年度によりまして大きな違いもございまして、比較はなかなか難しい

ところもございますので、本市の平成30年度の状況について、御説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

実質収支比率の分子である実質収支は、平成30年度の歳入予算計上における見込み額よりも、ふるさと応援寄附金が約2,500万円、庁舎等建設基金等の廃止に伴う収入が2億200万円、それぞれ増額したことなどによりまして、歳入歳出差引額が増額したところでございます。

一方で、分母であります標準財政規模は、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をあらわすものでございますけれども、算出項目の一つである普通交付税が合併算定替えの段階的縮減措置によりまして、前年度比で約1億5,400万円の減額になったことなどから、104億7,802万8,000円となり、前年度比で1億2,457万9,000円減額したところでございます。

以上のことから、分子である実質収支が増額し、分母である標準財政規模が減額したことによりまして、平成30年度の実質収支比率は、前年度と比較しまして増加したものと分析をしているところでございます。

続きまして、経常収支比率の高いということで、弾力性が低いという状況でございますけれども、経常収支比率につきましては、地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標でございます。人件費、扶助費及び公債費等の経常的に支出される経費に、地方税、地方交付税等の経常的に収入される一般財源が、どの程度使われているかを示すものでございます。

平成30年度の経常収支比率は、平成29年度比0.5ポイント減の94.8%で、直近5箇年では、おおむね90%台で推移しているところでございます。経常収支比率が比較的高くなっていることにつきましては、算定の分子である経常経費充当一般財源について、本市では、これまで財政健全化に向けた取り組みによりまして、物件費の節減、事務事業の見直し等により、経常経費の削減に努めてきたところでございますが、削減要素が年々縮小していることから、義務的経費のさらなる縮減は難しくなっているところでございます。

また、一方で、分子である経常一般財源等につきましては、人口減少による地方税や交付税の減収に加え、合併算定替えの段階的縮減措置によりまして、普通交付税が平成26年度から平成30年度の5年間で6.3億円の減額となっております。

以上のことから、本市の経常収支比率は構造的に増加基調にありまして、今後も高い比率で推移することが見込まれていることから、健全財政堅持に向けた取り組みを今後も強化していきたいというふうに考えております。

続きまして、実質公債費比率についての御質問でございますが、実質公債費比率につきましては、地方自治体の標準財政規模に占める公債費の割合、3箇年平均でございますが、これを示すもので、当市の数値は11.7%あり、課題となるレベルにはないというふうに考えております。本市の実質公債費比率は、合併以降の投資事業に係る起債の償還がピークを過ぎたことなどもありまして、これまで減少傾向にありましたが、発行期限が迫る合併特例債の積極的な活用を図ることとしたこともありまして、ここしばらくは公債費の増加が見込まれております。向こう5年間につきましては、11%から12%台で推移していくものと見込んでおります。なお、起債に

つきましては、合併特例債同様、交付税算入率が高く、実質公債費比率への影響が小さい過疎債等の地方債の活用を図ることとしておりまして、今後も実質公債費比率の動向を注視した上で、適切な地方債を活用していきたいと考えております。

以上でございます。

**○1番（木下 文宣君）** 認定第1号について、主要施策成果説明書の主要財政分析指標における実質収支比率、経常収支比率及び実質公債費比率について質問をいたしました。

財政指標は確率的に捉えても、市の財政状況は判断できませんので、総合的に捉えて、今後の財政状況について、予算決算常任委員会分科会で審査をお願いいたしまして、質問を終わります。

**○議長（園田 一博君）** 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 以上で総務常任委員会所管の質疑を終わります。

**○議長（園田 一博君）** 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。通告がっておりますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

**○6番（宮下 昌子君）** それでは、67ページですけれども、款95、諸収入弁済契約金ですけれども、この弁済契約金については、毎年同じような状況が続いているかというふうに思います。決算額が少ないわけですけど、どう対処されたのか。それと、残金はどれぐらいあるのかという、最終年度だと思いますので、そこを確認したいと思います。

**○議長（園田 一博君）** 経済振興部長。

**○経済振興部長（井手口 隆光君）** おはようございます。よろしくお願ひいたします。

本件につきましては、平成23年8月18日に締結しました債務承認並びに弁済契約書に基づき、平成30年度に納入されるべき金額120万円を予算額として計上したもので、それに対し、平成30年度に納入された金額が10万円となったところでございます。これまで、毎年12月初旬に弁済契約者及び重疊的債務引受人に対し、納入依頼の書面と納付書を郵送するとともに、弁済契約者にも面会し、年度内の納入を促してきたところでございます。

あわせて、連帯保証人に対しましても、面会し弁済契約者の納付状況の説明と、納付期限までに弁済が完了しない場合は、連帯保証人にその金額を請求させていただく旨を伝えているところでございます。

弁済契約金の残額につきましては、本年3月末現在で、590万円となっております。

**○議長（園田 一博君）** 宮下昌子君。

**○6番（宮下 昌子君）** 最終年度ということで、この件については、御本人が約束されて納められてるわけですがけれども、そのことによって、議会が認めたというのもありますので、議会の責任もあると思います。先ほど、保証人とか本人にも、毎年請求はしておられるということですがけれども、委員会の中で、御本人また保証人の方たちがどういうことを述べられているのかということ。それと、議会としての責任もあるわけですから、今後議会としてどう対処する

かということも考えなければならないと思いますので、委員会でも、ちょっと議論をしてほしいなというふうに思います。

次に、165ページ、款35ですけど、農林水産業費の委託料、農林水産物ブランド化推進業務委託料ですけども、これは、どのような商品が開発されたのか。また、利用者数と及び事業者のこれは収益にどのようにつながったのかというのをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） この委託料につきましては、上天草市産品の販路拡大、販売促進等を目的に、ブランド認証審査、市産品広報活動等の業務を上天草市農林水産物ブランド推進協議会へ委託したものでございます。ブランド推進協議会自体での加工品の商品開発は平成28年度以降行ってないため、協議会自体が、その後が開発した商品はありません。なお、市内の事業者が、平成30年度に開発した新たな商品につきましては、車えびフライ、車えびのオリーブづけなど、13件を把握しているところでございます。

平成30年度は、上天草市農林水産物ブランド推進協議会が主体となりまして、上天草物産館さんばーと連携し、市内事業者と協力しまして、大阪及び熊本市での上天草フェアの開催や東京、福岡等で開催された商談会に参加するなどして、消費者へのPRやバイヤー、飲食店との商談に取り組んで参ったところでございます。その成果として、市内事業者と東京、大阪等の飲食店を中心に、平成30年度に60件の取引が成立し、各事業者の販路拡大、販売促進につながったところでございます。

市としましては、これまでの取り組みを通じまして、事業者の収益に結びつくための対策を、引き続き検討してまいる所存でございます。

また、上天草市農林水産物加工品開発研究センターの利用者数につきましては、平成30年度は、商品の試作等に109件の利用があり、平成29年度と比較しますと、利用率が78%であるところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 農林水産業者の方々の加工品を販売するという事での意欲的にしていくということのつながってはいるとは思いますが、その加工センターの利用者が、利用状況がどうかということをちょっと少し心配しますので、費用対効果を考えるならば、もう少し利用方法を考えると、少し工夫すべきじゃないかというふうに思いますので、ぜひ委員会のほうでも検討をお願いしたいと思います。

次に、179ページですけども、農林水産業費の消耗品費ですね。これは、アサリ養殖関係の事業ですけども、幾つかアサリ関係で事業がありました。それで、その成果がどうだったのかというのをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 御質問のアサリ養殖につきましては、上天草市の新たな産

業づくりとの位置づけで、国の地方創生交付金を受け、大矢野町維和地区において、実証実験を平成29年度と平成30年度に実施しました。

実験に当たりましては、過去に熊本県水産研究センターの試験も行われたことがある波浪の影響を大きく受けない半築堤式の遊休車えび養殖場を活用しまして、アサリ稚貝150万個を牡蠣養殖用かご1000個に分けて投入し、生存率及び成長率の観察を行ってきたものでございます。

実験の結果としましては、平成29年度に設置しましたかごについては、3カ月に一度、中間検査を実施してきましたけれども、昨年の夏場の猛暑による水温上昇とあわせ、海藻が養殖かごを覆ったことなどの悪条件が重なり、生存率が悪く、最終的に、本年5月に全てを回収し調査をした結果、ほとんど死滅した状態であったということです。結果としては、実証実験を始めたときの稚貝32万3,000個のうち、生存個数は1,195個で、生存率は0.37%であったということです。

平成30年度におきましては、本年11月ごろの回収を予定しておりまして、その結果を踏まえ、実証実験の成果として最終レポートを取りまとめ、今後、新たな事業としての可能性、養殖に当たっての留意点等も含めまして、民間事業者への周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 実証実験で成果が出なくてちょっと残念なんですけど、これは3年続く、2年で終わりということですかね。じゃあ、一生懸命養殖業者の方も頑張っておられると思いますけれども、ぜひ、これが成功するように自治体としても行政としても、いろいろ援助していただければというふうに思います。

では、次に、207ページですけれども、款45、土木費です。住宅リフォーム等支援補助金ですけれども、これの申請数と事業効果ですね。それと、予算に対しての申請者数がちょうどよかったのか多かったのか、その辺のことも含めてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） おはようございます。よろしく申し上げます。

本事業は、市民の居住する住宅のリフォーム工事等を市内の工業者が実施する場合に限り、工事費の10分の1上限20万円を補助することで、住環境の向上及び市内経済の活性化を図る目的で、平成23年度から実施しているところです。

平成30年度の実績としましては、年度当初に市の広報や回覧等で周知を図りまして、4月の中旬から、先着順にて募集を開始し、7月上旬に36件の申請を受け、予算限度額に達したところで募集を終了したところです。その後、10件程度の問い合わせがあったところです。補助実績としましては、先ほどの36件の申請について、総工事費6,400万6,000円に対しまして、491万3,000円を交付しているところです。以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） この事業については、私も何回か質問したりいろいろしてはいますが、今部長が答えられたように、500万円の予算で事業効果としては約6,400万円ということで、建設業の方々の仕事おこしにつながっているというふうに思います。

それで、今答えられたように、その後のほうでも10件ほどの問い合わせがあったということですので、ぜひこの辺は、委員会の中でもこういう効果があつていっていることを踏まえて、もう少し、例えば、次年度での予算をふやすとか、補正を組んで対応するとか、そういうこともできるんじゃないかと思っておりますので、その辺のこともちゃんと委員会で議論をしていただきたいと思っております。終わります。

○議長（園田 一博君） もう一個あつた。

○6番（宮下 昌子君） 失礼しました。物揚場造成事業特別会計です。

379ページ、使用料及び手数料ですけれども、滞納繰越分が0円になってます。これは、未済となった理由、それと、徴収に向けてはどのように取り組まれたのかということをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） まず、未済となった理由ということですが、聞いているところでは、使用者の説明では、本人が行っておられます事業が、やはり思うように進んでないということがあるということでございます。

対応に向けてということですが、昨年、平成29年12月に、今後の納付方法について、滞納者と面談を実施し、滞納額をこれ以上ふやさないよう、現年度分の使用料の納付とあわせて、滞納分の返済を促し、納付計画及び返済内容を記載した誓約書を使用者から提出させたところでございます。その誓約書をもとに、平成30年度に、年間使用料27万7,984円に対し、28万2,000円が納付されておりますが、残額の4,016円を、平成31年度の予算において、滞納繰越額に充当しているところでございます。その後の納付状況は、納付計画に対して遅れを生じていることから、再度、滞納者との面談と協議を行うこととしておりまして、使用許可の内容につきましても、今後見直す予定としているところでございます。

○議長（園田 一博君） 次に、12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 決算書の175ページ、款35、農林水産費についてお尋ねします。これは、冷凍内蔵多段ショーケース340万円の備品購入費の計上になってはいますが、これは、さんば一株式会社さんの冷凍内蔵多段ショーケースの買い替えという形の予算だと思います。

さんば一株式会社は、市が7割出資する第三セクターであります。だから、この備品は、やはり公的な資産に値するかなと思います。そこで、この購入したこういう冷蔵庫等を耐用年数はどれくらいで対応されているのか。普通民間だったら、20年30年辛抱して使います。

それと、さんば一の場合は、設備費とか、備品買い替えとか、修繕とか、諸々、一般財源を持ち出して整備をこれまでしてきております。これからも当然あると思っております。それと、いろい

る事業支援もしております。物産展に委託したりとか、委託事業もあつたり、ふるさと納税の返礼品なんかも、恐らく委託されていると思います。結構、市の支援というとか、一般財源持ち出しの支援は、ある程度充実してきております。その中で、ここをずっと剰余金ですね。利益剰余金が毎年発生して、今ずっと積み上がってきております。平成30年度決算ベースを見ると、資本金が5,100万円。これに対して、利益剰余金が4,990万円ほど積み上がってきておりますので、この利益剰余金のある場合、リスク分担の取り扱いはどのようになっているのか。その考えについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 御質問の件につきましては、今回更新しました4台につきましては、購入後12年が経過しているところでございます。耐用年数につきましては、今回の分も含め、国税庁の減価償却資産耐用年数表によりますと、6年とされているところでございます。

また、リスク分担の取り扱いはということでございますけれども、現在、交わしております管理運営に関する協定書では、利益剰余金があるなしに関わらず、リスク分担は同一の取り扱いをしているところでございます。よりまして、協定書のリスク分担表に施設・整備の損傷で経年劣化によるもの場合は、50万円以下を指定管理者の負担としており、今回の備品については、全てが50万円を超えるということで、市のほうで負担をしているところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは、リスク分担は契約で50万円以上を市が整備なり、備品買い替えするとなつて、この利益剰余金があつた場合の取り決めはないということで、今、部長あつたんですけど、今後、民間の事業所は自分で税金を払つてですね、固定資産税払つて、借金払つて、頑張つて営業やっております。それを見た場合に、やはり利益があつたら市に還付するのか。例えば、利益剰余金を積み上げて整備費に回すとか、やはりそういうあれも今後、リスク分担の考え方を整理する必要があると思いますので、ぜひ、委員会でこの辺はしっかり議論してもらいたいと思います。これで終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（園田 一博君） 日程第26、認定第2号、平成30年度上天草市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第27 認定第3号 平成30年度上天草市下水道事業会計決算の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第27、認定第3号、平成30年度上天草市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第28 認定第4号 平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第28、認定第4号、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第29 請願・陳情等の取り扱いについて

○議長（園田 一博君） 日程第29、請願陳情等の取り扱いについてを議題といたします。本定例会において受理した請願陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、経済建設常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日6日から10日までは常任委員会を開催し、次の本会議は11日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時54分